

## 類型指定見直し対象湖沼に係る地元関係者との意見交換について

### 1 意見聴取結果の概要

類型指定の判断項目である「水産利用」に関して、該当湖沼における「ヒメマス」の漁業権魚種・漁獲魚種として位置づけや類型指定見直しに対する考え等について把握するため、地元関係者（地元漁協、市町村）との意見交換を実施した。その概要は以下のとおり。

#### (1) 地元関係者との意見交換

##### ア 中綱湖、木崎湖関係

- 実施日 令和4年10月17日（月）
- 場 所 大町市役所
- 出席者 青木湖漁業協同組合 組合長  
木崎湖漁業協同組合 組合長  
大町市関係課 6名

##### ●内 容

#### ①ヒメマスの漁獲魚種としての取扱状況等

##### ■漁協及び遊漁者による漁獲の状況

- ・両湖とも遊漁者による漁獲が主。
- ・青木湖漁協での組合員による漁業は1人～2人で、中綱湖では行われていない。
- ・木崎湖では漁協組合員による漁業は行われていない。

##### ■主たる漁獲魚種と増殖の状況（資料4-2参照）

- ・増殖は、県内水面漁場管理委員会の増殖指示量に基づき稚魚、卵を放流。
- ・青木湖畔のヒメマス増殖センターでヒメマスを増殖。
- ・増殖したヒメマスは殆どを青木湖に放流。
- ・中綱湖にも一部放流しているが、中綱湖での主たる漁獲魚種はわかさぎとヘラブナ。
- ・木崎湖ではヒメマスは漁業権魚種対象外。
- ・木崎マスが主たる漁獲魚種であり、増殖放流している。

##### ■漁獲量及び増殖量実績（資料4-4, 4-5参照）

- ・遊漁者による漁獲量の把握に難があり、漁獲量データの不確定要素が大きい。
- ・県への漁獲量の報告値は、過去の報告実績値や遊漁者への聞き取り等による推計値。
- ・増殖量については把握ができていない。

##### ■現況水質におけるヒメマスの生息状況

- ・ヒメマスの生息、漁獲に影響は生じていない。

#### ②AA類型からA類型への見直しに対する意見

- ・漁協からの見直しに対する特段の異論はなし。

#### ③その他（漁協との質疑応答）

##### Q（漁協）

今後の環境基準達成に向けた対策についてはいかが。

##### A（県・市）

自然系由来の汚濁負荷が8割強を占めている状況ではあるが、類型指定を見直した場合も、特定汚染源対策としての浄化槽の整備や事業場からの排水規制等の施策をこれまでと同様に進めていく。

## イ 野尻湖関係

- 実施日 令和4年10月25日（火）
- 場 所 野尻湖漁業協同組合事務所
- 出席者 野尻湖漁業協同組合 組合長他8名  
信濃町住民福祉課 1名
- 内 容

### ①ヒメマスの漁獲魚種としての取扱状況等

#### ■漁協及び遊漁者による漁獲の状況

- ・漁獲は遊漁者が主。漁協組合員による漁業は1人。

#### ■主たる漁獲魚種と増殖の状況（資料4-3参照）

- ・漁獲量実績ではわかさが主。
- ・ヒメマスは7月、8月の禁漁期間以外、漁獲可能。匹数制限はしていない。
- ・増殖は、県内水面漁場管理委員会の増殖指示量に基づき稚魚を放流。

#### ■漁獲量実績（資料4-4, 4-5参照）

- ・ヒメマスを釣った遊漁者数の正確な把握ができないため、漁獲量の正確な把握が困難。

#### ■現況水質におけるヒメマスの生息状況

- ・ヒメマスの生息、漁獲に影響は生じていない。

### ②AA類型からA類型への見直しに対する意見

- ・漁協からの見直しに対する特段の異論はなし。

### ③その他（漁協との質疑応答）

Q（漁協）

類型指定見直しによるデメリットの有無は。

A（県）

特定汚染源対策としての法令による排水規制は従前どおり、規制の緩和はない。

なお、類型指定を変更する場合、現状水質の状況から環境基準の達成が見込まれる。

## （2）地元市町村への意見照会

地元漁業協同組合との意見交換において特段の異論がなく、中綱湖、木崎湖及び野尻湖においてはヒメマスが主要な漁業権魚種ではないと判断されたため、類型指定見直し案のパブリックコメントの実施に合わせ、大町市、信濃町へ見直し案に対する意見照会を実施した。

### ■照会結果

大町市、信濃町のいずれもA類型への見直しに対する異論はなし。なお、以下の要望あり。

#### ○大町市

- ・類型の見直しにより、漁業権者が不利益を被らないよう配慮を。
- ・類型の見直し後も、水質改善、水質検査等の水質管理について、これまでと同様の取組みを。

#### ○信濃町

- ・類型の見直しについて同意。今後も水質保全に資する事業の継続を。